

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 90号 岩国市税条例の一部を改正する条例

議案第 94号 岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 95号 御庄小学校プール新築建築工事請負契約の締結について

議案第 96号 岩国駅西口駅前広場整備工事請負契約の一部変更について

議案第 97号 岩国駅東口駅前広場整備工事請負契約の一部変更について

議案第100号 字の区域の変更について

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第1号 沖縄県民投票の結果を尊重して、辺野古の埋め立てを中止するとともに、アメリカ側との協議を行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、不採択とすべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

請願第1号 沖縄県民投票の結果を尊重して、辺野古の埋め立てを中止するとともに、アメリカ側との協議を行うよう求める意見書を提出することについての審査におきまして、「沖縄県民投票の実施過程に疑義が残ること、また、普天間基地の移設という、そもそもの問題を置き去りにして、辺野古の埋め立ての中止を訴えることに納得できないことから、不採択とすべきである」との意見と、「普天間基地の問題は、これからも議論していかなければならないが、沖縄県民投票において、7割を超える人が辺野古の埋め立てについて反対の意思を示していること、また、本市議会において取り組んでいる、沖縄の基地負担軽減という点を鑑みれば、まずは国と米国がしっかりと協議することが一番重要であることから、採択すべきである」との意見がありましたので、採択することについて挙手により採決いたしました結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。